

多度スポーツ施設管理運営業務委託に係る

公募型プロポーザル評価基準書

1. 目的

本評価基準書は、多度スポーツ施設管理運営業務委託に係る公募型プロポーザルにおける提案書の評価にあたり、最も優れた提案を行った応募者を選定するために必要な事項を定める。

2. 審査の対象

審査の対象者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ① 多度スポーツ施設管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）第8項の応募者の参加資格要件を全て満たす者
- ② 募集要項第11項の提案参加資格の取消しの全ての項目に該当しない者

3. 審査を行う者

「桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託」・「多度スポーツ施設管理運営業務委託」に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、応募者の選定の審査を行う。

4. 評価

（1） 1次審査

1次審査は、委員会事務局にて、別紙「提案書等評価項目及び評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、様式3及びその他提出書類にて参加の可否を審査し、1次審査選定者とする。

上記の結果、1次審査選定者が1者の場合でも2次審査を実施する。

（2） 2次審査

1次審査選定者を対象に、様式4、様式5-1から5-5、様式6、プレゼンテーションによる2次審査を行うものとする。2次審査の採点は、評価基準に基づき委員会委員が行う。ただし、見積書（様式6）の採点は評価基準書に基づき委員会事務局が算出を行う。

（3） 審査項目及び配点

評価基準に示す。

5. 候補者の選定方法

委員会は、下記により本市に最も適した提案を行った応募者を、優先交渉権者として選定するものとする。

- （1） 「4. 評価」による、1次審査選定者且つ2次審査の合計点数を評価点とする。
評価点の一番高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。
- （2） 評価点が、満点の6割に満たない場合は、本事業選定の対象外とする。
- （3） 評価点が同点の場合、下記の審査項目の順に点数が高い者を優先交渉権者とする。
 - ① 提案書
 - ② 見積書

提案書等評価項目及び評価基準

審査	審査項目	評価項目	評価基準	配点
1次審査	会社概要書	業務実績	・応募者の過去の実績に、同様業務の業務実績	可否のみ
		保有資格	・応募者が施設管理運営に必要な資格 ・従事予定者が施設管理運営に必要な資格	可否のみ
2次審査	見積書	見積額	・配点 × (最低提案額 / 各社提案額) ※小数点以下切り捨て ※配点は事務局側で算出して事前に記載	30
	提案書	施設管理提案	・全施設の総合的な施設管理方針 ・施設管理の実施方針 ・施設管理の効率性 ・施設管理のチェック機能	40
		施設運営提案	・全施設の総合的な施設運営方針 ・施設毎の運営方針 ・施設毎の利用促進事業 ・利用者の利便性向上等 ・施設利用にかかる公平性の担保 ・併設する公園施設との提携	40
		安全管理提案	・安全管理 ・保険の種類、内容 ・個人情報の保護 ・危機管理対策（事故防止・災害体制）	40
		運営体制提案	・全体の運営体制（組織）及び機能 ・勤務シフトの考え方 ・利用者への懇切丁寧な対応のための、職員への定期的な教育・研修 ・有資格者の配置	40
		その他提案	・市に有益な提案（開閉館時間、休館日） ・地域の住民や関係団体等との連携や協働 ・苦情を含む利用者ニーズの把握と対応、不法行為等に対する取り組み ・上記以外の提案	40
	プレゼンテーション	コミュニケーション力	・プレゼンテーションの分かりやすさ、説得力 ・質疑への応答 ・提案書との整合性	40
			・業務に対する取組意識と熱意	30
合 計				300